

令和5年

第7回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和5年7月24日 午後1時30分から
場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1 番 安 池 雅 美	9 番 鈴 木 洋 有
2 番 青 木 貞 治	
3 番 二 宮 賢 一	11 番 添 田 政 夫
5 番 古 正 輝 子	
6 番 平 原 則 子	13 番 柳 田 孝
7 番 竹 内 欣 也	
8 番 石 井 雅 浩	16 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

12 番 加 藤 正 和 15 番 近 藤 剛 司

3 遅刻委員

10 番 吉 川 正

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 方 敬 吉 川 京 男 柏 木 博 松 本 常 男

5 出席事務局員

事務局長 熊 澤 晃
書 記 藤 野 陽 平、久保田 徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について

議案第21号 非農地証明交付申請の承認について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は１２名で、定足数に達しておりますので令和５年第７回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、加藤正和委員と近藤剛司委員より欠席の旨及び吉川正委員より遅刻の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、２番青木貞治委員と３番二宮賢一委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第１８号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題に供します。

なお、議案第１８号１番から５番までは同一の事案であるため、一括で審議いたします。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第１８号「農地法第３条の規定による許可申請について」は議案書１ページの５件でございます。場所につきましては総会資料の１ページをご覧ください。

事務局 《議案第１８号１番から５番を朗読・説明》

書記 議案第１８号１番から５番の内容につきましては、大磯町に新規参入する農地所有適格法人が耕作放棄地となっている農地を購入するものです。購入後は県知事の許可を得て農地造成を行い、露地畑として利用する予定です。

なお、６月１９日に国府本郷地区担当の吉川委員及び事務局で現地確認をしました。

議長 議案第１８号１番から５番につきましては現地確認をお願いした国府本郷地区担当の吉川委員がまだ来ていないため、事務局から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

書記 １０番の吉川委員に代わって事務局より説明します。議案第１８号１番から５番の農地について、６月１９日に吉川委員と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は耕作放棄地となっている水田ですが、新規参入する農地所有適格法人が購入した後、県の許可を得て農地造成を行い、露地畑として利用するとのことです。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、新規参入する農地所有適格法人が農地を購入するとのことです。

それでは、議案第18号1番から5番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該農地は他の農地と地続きになっているが、他の農地との間にある畦畔の払い下げの関係はどうなるのでしょうか。

書記 このたびは畦畔を除いた農地の購入という申請内容となっており、畦畔に関しては、当該農地の購入後に検討するようです。

委員 当該農地は購入済みですか。

書記 民法上の売買契約は済んでいます。ただ、農業委員会の発行する許可書によって登記が可能となります。

委員 当該法人には何名の方がいるのでしょうか。

書記 現在4名です。過半数が農業経験者です。

委員 後の議案の内容も見てみると、当該法人が賃貸借する農地も含めて、耕作面積は4,000 m²を超えるが、4名で耕作できるのでしょうか。

書記 作付けする品目が青パパイヤのみであり、役員には青パパイヤ農園を経営している法人やその法人の社員であった方もいることや機械化や人を雇うことで、耕作できると考えております。

議長 他に質疑がありますか。質疑がないようですので、議案第18号1番から5番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者多数により、議案第18号1番から5番は原案とおりの決定いたしました。

議長 次に議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 19 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、議案書の 2 ページの 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 2 ページをご覧ください。

事務局 《議案第 19 号 1 番を朗読・説明》

書記 議案第 19 号 1 番につきましては、コンビニエンス・ストアの移転に伴う農地転用許可申請でございます。

現在の店舗敷地の賃貸借契約が切れるため、直ぐ近くの農地を借りて新たな店舗を建設する予定です。

また、日照や排水処理など転用による周辺農地への影響はないと考えられます。

なお、7 月 12 日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 議案第 19 号につきましては現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7 番委員（竹内） 7 番の竹内です。議案第 19 号 1 番の農地について、7 月 12 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化調整区域の農地ですが、転用による周辺農地への影響はないと考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、周辺農地に影響はないとのことです。

それでは、議案第 19 号 1 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 19 号 1 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第 19 号は原案とおり決定いたしました。

議長 それでは、議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

なお、議案第 20 号 2 番と 3 番は同一の事案であるため、一括で審議いたします。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第20号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、議案書3ページの3件で、新規2件と再設定1件でございます。場所につきましては総会資料の3ページと4ページをご覧ください。

大磯町長より令和5年7月14日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

最初に1番を説明します。

《議案第20号1番を朗読》

書記 議案第20号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は国府新宿地区の露地畑で、農業経営基盤強化促進法による使用貸借権の2回目の再設定となります。

なお、7月11日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。では、現地調査をお願いした石井委員から説明をお願いいたします。

8番委員（石井） 8番石井です。議案第20号1番の農地について、7月11日に私と事務局で現地調査を行いました。当該農地は、適切に耕作されていることを確認しました。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地は適切に耕作されているとのことです。

議長 では、議案第20号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第20号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第20号1番は原案とおり決定いたしました。
次に2番と3番について事務局より説明をお願いします。

《議案第20号2番と3番を朗読》

書記 議案第20号2番と3番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は国府本郷地区の水田で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の新規設定となります。

なお、6月19日に国府本郷地区担当の吉川委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。では、現地調査をお願いした吉川委員から説明をお願いいたします。

10番委員（吉川） 10番吉川です。議案第20号2番と3番の農地について、6月19日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、耕作放棄地の水田ですが、新規参入する農地所有適格法人が賃貸借した後、県の許可を得て農地造成を行い、露地畑として利用するとのことです。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、新規参入する農地所有適格法人が賃貸借するとのことです。

議長 では、議案第20号2番と3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第20号2番と3番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第20号2番と3番は原案とおり決定いたしました。
以上で議案第20号の全ての審議が終了しました。
なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に議案第21号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。
では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第21号「非農地証明交付申請の承認」につきましては、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の5ページをご覧ください。

事務局 《議案第21号1番を朗読・説明》

書記 議案第 21 号 1 番の内容につきまして、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成 24 年 8 月 1 日施行）に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、周囲の山林と一体化して農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

7 月 12 日に東小磯地区担当の安池委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした東小磯地区担当の安池委員から説明をお願いいたします。

1 番委員（安池） 1 番安池です。議案第 21 号 1 番の農地について、7 月 12 日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地の 3 筆は、周囲の山林と一体化しており農地性がない状況であることを確認しました。

また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 21 号 1 番の申請のありました 1 筆について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、申請のありました 3 筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 次に、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による受理通知書」につきましては、議案書 6 ページの 1 件でございます。

事務局 《報告第 1 号 1 番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書7ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の6ページと7ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番と2番を朗読》

書記 報告第2号1番と2番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書8ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の7ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番を朗読》

書記 報告第3号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和5年第7回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時50分)